

## 畜犬管理システム機器の賃貸借契約に係る入札仕様書

この仕様書は、畜犬管理システム機器の賃貸借契約にあたり、機器の機能等について必要な事項を定めたものである。

入札を実施する機器の賃貸借に係る契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、履行期間は、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの60月となる。

### 1 契約の内容

- (1) 機器の賃貸借
- (2) 賃貸借満了後の機器の撤去・データ消去

### 2 機器の賃貸借

- (1) 賃貸借開始日  
令和8年1月1日
- (2) 対象機器等

品名	仕様	数量
ノートパソコン	別紙1-1のとおり	2台
USBバーコードリーダー	別紙1-2のとおり	3台
ハンディターミナル	別紙1-2のとおり	3台
レーザープリンタ	別紙1-2のとおり	1台
外付けHDD	別紙1-2のとおり	1台

- (3) 機器の設置場所

鹿児島市健康福祉局保健部生活衛生課

### 3 賃貸借満了後の機器の撤去・データ消去

賃貸借満了後の機器は返還するものとし、落札業者において撤去することとする。

また、保存されているデータが漏洩しないよう、落札業者の責任において消去することとし、その処理方法を記載した証明書を提出することとする。(別紙2)

### 4 入札

- (1) 入札日時  
令和7年8月8日(金) 11時00分
- (2) 入札場所  
鹿児島市役所 別館3階 302会議室
- (3) 入札価格  
賃貸借期間を60月として1月あたりの金額を算定し、1ヵ月分の賃貸借料を見積ることとする。(ただし、消費税額及び地方消費税額は含まないこととする。)
- (4) 落札額及び契約額  
落札額及び契約額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。
- (5) 賃貸借料の算定について  
賃貸借料の算出にあたっては、賃貸借期間を60月とした場合で算定すること。なお、賃貸借料には、賃貸借期間満了後の撤去経費、データ消去に係る経費、公租公課

及び動産総合保険料等の必要な経費を見込むこと。

## 5 入札までに提出する書類

次の(1)～(3)の書類を告示文に記載する「申請書等の交付及び受付期間」に鹿児島市健康福祉局保健部生活衛生課へ提出すること。

- (1)制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）
- (2)機器が仕様条件を満たしている旨を記載した機能証明書（別紙3）及びカタログ
- (3)本市が公告日以降に発行した市税に滞納がないことの証明書（写しでも可）

## 6 質問回答

入札に関する質問については、メールで受付を行い、回答は、質問を受けた日から3日（土曜日及び日曜日を除く。）に本市ホームページ上に掲載する。

質問の受付期限は、令和7年7月29日（火）正午までとする。

質問受付のメールアドレス [seiei-dobutsu@city.kagoshima.lg.jp](mailto:seiei-dobutsu@city.kagoshima.lg.jp)

## 7 賃貸借料の支払い

- (1) 受注者は、発注者に対し当該月の賃貸借料の請求を翌月に行うものとする。
- (2) 発注者は、適法な請求書を受領した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

## 8 その他

- (1) PC本体とディスプレイの組み立て作業・ソフトウェアインストール等の設定作業は別契約を予定しているため、金額に含めないこと。
- (2) 機器の調達は、令和7年11月14日（金）までに行うこと。
- (3) 機器の搬入場所は、落札後に発注者と落札業者で協議して決定する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。